**平成２５年（フ）第２８８号**
神奈川県相模原市南区上鶴間本町７丁目23番35号、前住所大阪府高石市東羽衣７丁目９番31号
破産者　伊藤　大将
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第３７８号**
堺市美原区多治井170番地ジュネスリアンⅡ105号
破産者　南本　　貢
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第１１３号**
埼玉県草加市氷川町570番地12　103号、住民票上の住所栃木県栃木市藤岡町藤岡5233番地
破産者　木村　　隆
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第７０５号**
札幌市中央区南５条東３丁目１番地10　クラシックハイム701号
破産者　大道　俊文
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１２７号**
茨城県つくば市高見原２丁目１番地５
破産者　野原　栄子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第５８３号**
神奈川県小田原市西酒匂１－８－27　サンハイツ小田原906、住民票上の住所神奈川県小田原市西酒匂１丁目５番２号
破産者　田口　吉子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第２０号**
富山県魚津市仏田2736番地８　コーポ青島201号
破産者　シャンデールサロン入善こと　泉　嘉子（旧姓愛場）
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

**平成２５年（フ）第７号**
愛知県犬山市大字羽黒字南金屋48番地２　２棟402、開始決定時の住所名古屋市中川区八田本町11番地の２　シティライフ八田３Ｂ号
破産者　國分　鉄也
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１１８８号**
名古屋市昭和区川名本町６丁目25番地の３　ライオンズガーデン川名本町106号
破産者　本田　浩久
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２１８号**
京都市北区紫野十二坊町13番地４
破産者　安東　泰源
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第３３６号**
京都市左京区川端東６筋夷川上る秋築町247番地の６
破産者　古川智香子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第５２１号**
神戸市長田区本庄町５丁目６番６号　大宝ハイツ302号、従前の住所兵庫県明石市魚住町清水960番地の６
破産者　中戸　建一
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１１４号**
岡山県倉敷市玉島1275－１　特別養護老人ホームうずき荘、住民票上の住所岡山県倉敷市西中新田215番地３
破産者　山本　忠生
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第９号**
長崎県大村市今村町592番地１、開始決定時の住所長崎県大村市今村町590番地１
破産者　森山　博昭
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２３年（フ）第４６６号**
北海道茅部郡森町字砂原西３丁目８番地９、開始決定時の住所北海道茅部郡森町字砂原３丁目57番地の１
破産者　岩本　五郎
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第４３号**
北海道札幌市西区山の手７条６丁目２番15号　水口アパート２階右、破産手続開始決定時の住所北海道上川郡清水町南10条９丁目８番地２
破産者　谷口　司郁
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係